

高齢者 補聴器

購入費を 助成します



加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている
高齢者を対象に補聴器の購入費を一部助成します



助成金額

上限

4万5千円

補聴器本体
(イヤモールド含む)の
購入費1台につき

耳鼻咽喉科の医師が両耳への装用が
必要と認めた場合で、両耳の補聴器を
購入するときは上限9万円

対象外費用

以下の費用は助成の対象外となります。

- 診察料、検査料等の受診費用
- 意見書作成の文書料
- 補聴器の修理費やメンテナンス費、
付属品の購入にかかる費用等

次のすべてに該当する方

- 中野区在住の**65歳以上**の方
- 世帯の全ての方が、前年の合計所得金額が
350万円未満の方
- 中等度難聴と診断された方、または中等度
難聴には当てはまらないが、耳鼻咽喉科の
医師から装用が必要と認められた方 など



身体障害者手帳をお持ちで障害者総合支援法に基づく補聴器購入費の支給を
受けられる方や、過去5年以内にこの事業による助成を受けている方は対象外です。
(装用する耳が異なる場合は対象となることがあります)

詳しくは中野区ホームページをご確認ください。

交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です

中野区
ホームページ
ご確認ください



助成までの流れ

必要書類の準備

① 申請用紙(2種)を入手

- ・ 申請書
- ・ 医師意見書

医療機関に用紙はありません
あらかじめ入手して診察時に
持参してください

〈入手方法〉

区ホームページからダウンロードする。
または区役所担当課または地域包括
支援センターでもらう。

② 耳鼻咽喉科を受診・検査 ※区内・区外を 問いません

耳鼻咽喉科へ **医師意見書** (記入用紙) を
持参し受診する。

診察の結果
補聴器が必要と
診断されたら

診察費用・検査費用と
意見書の文書料は
自己負担です
助成が受けられなかった
場合にも返金は受けられ
ません

医師に **医師意見書** を記入してもらい
検査結果を貼付してもらう。

③ 補聴器販売店で見積書をもらう

認定補聴器技能者が在籍する店舗で
補聴器の見積書 をもらう。 ※区内・区外を
問いません

〈 認定補聴器技能者が在籍する店舗 〉



公益財団法人
テクノエイド協会の
認定補聴器技能者
検索システム

もしくは区にお問い合わせください

認定補聴器技能者が在籍する店舗
以外は助成対象外です
交付決定前に購入した補聴器も
助成対象外となります

- #### ④
- 申請年(1月から6月に申請する場合は申請前年)の
1月1日時点で中野区に住んでいなかった方は、
世帯全員分の前年(1月から6月に申請する場合は
前々年)の **合計所得金額が確認できる書類** を
用意する。

※該当しない方は不要です

書類の準備ができたら

助成を申請する

郵送または窓口へ書類の提出 1回目

- ① 申請書
- ② 受診結果の記載された **医師意見書**
(検査結果添付)
- ③ 購入を予定する **補聴器の見積書**
(認定補聴器技能者が在籍する店舗で発行したもの)
- ④ ※必要な方のみ
世帯全員分の合計所得金額が確認できる書類

書類を郵送で受け取る

交付が決定すると郵送で下記書類が届く。

- ・ 交付決定通知書
- ・ 助成金請求書兼支払金口座振替依頼書
- ・ 補聴器購入アフターフォロー実施確認書

購入・アフターフォロー実施

認定補聴器技能者が在籍
する店舗で補聴器を購入。

購入店舗にて
アフターフォローを受ける。



概ね4週間のアフターフォロー終了後に
補聴器購入アフターフォロー実施確認書
に実施記録を記載してもらう。

郵送または窓口へ書類の提出 2回目

- ・ 助成金請求書兼支払金口座振替依頼書
 - ・ 補聴器購入アフターフォロー実施確認書
 - ・ 領収書(本体価格の記載、本人宛て、写し可)
 - ・ 振込先の口座情報が確認できるもの
(通帳やキャッシュカードの写し)
- ※請求期限は交付決定の日から1年以内です。

助成金を指定の口座にお振込み

お問い合わせ
申請先

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11-19
中野区役所 3階 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 在宅サービス係
電話 03-3228-5632(直通)